

平成元年(外)第七四五号

判 決

山形県鶴岡市大字加茂字加茂三〇六番地の一一

上 告 人

株式会社 山形県水産公社

右代表者代表取締役

原 田 行 雄

右訴訟代理人弁護士

戸 田 満 弘

土 田 耕 司

新潟市古町通四番町六四三番地 古町ツインタワーハイツ四〇三号

被 上 告 人

船 山 朋 子

同所

被 上 告 人

船 山 幸 恵

| | |
|--------|-------|
| 波 | 平成五年 |
| 言 | 一月二一日 |
| 付 | 平成五年 |
| 交 | 一月二一日 |
| 裁判所書記官 | |
| 中西 | |

同所

被 上 告 人
船 山 朋 美

右兩名法定代理人親權者
船 山 朋 子

新潟県岩船郡神林村大字上助測一〇一一番地

被 上 告 人
船 山 し か

右四名訴訟代理人弁護士
小 林 英 一

新潟市坂井東一丁目一三番三号

被 上 告 人
渡 部 由 紀 子

同所同番同号

被 上 告 人
渡 部 陽 子

同所同番同号

被 上 告 人 渡 部 真 実

右兩名法定代理人親権者 渡 部 由 紀 子

新潟市寺尾三番一八号

被 上 告 人 渡 部 ウ メ ノ

右四名訴訟代理人弁護士 正 木 宏

新潟県豊栄市木崎八二番地

被 上 告 人 森 田 五 郎

同所同番地

被 上 告 人 森 田 孝

新潟市中木戸二一一番地三

被 上 告 人 渡 邊 孝

同所

被 上 告 人 渡 邊 ミ ツ

右四名訴訟代理人弁護士 中 村 洋 二 郎

右当事者間の東京高等裁判所昭和六一年(※)第三三一二号各損害賠償請求事件について、同裁判所が平成元年二月二三日言い渡した判決に対し、上告人から一部破棄を求める旨の上告の申立てがあり、被上告人らは上告棄却の判決を求めた。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

原判決中上告人敗訴部分を破棄する。

右部分につき本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人戸田満弘、同土田耕司の上告理由第三について

一 原審が確定した事実関係は、次のとおりである。

1 上告人は、保有している漁業用船舶栄久丸（三五九・一トン）について、昭和五四年一〇月、(一) 株式会社山形造船所（以下「山形造船所」という。）に対し、船舶安全法施行規則二四条に定める定期検査を受ける準備事項中機関に関する準備を除くその余の準備事項、艀装、錨のチェーン点検、チェーンロッカーの清掃等の作業を、(二) 有限会社酒田船用機器整備センター（以下「整備センター」という。）に対し、右定期検査を受けるための準備事項中機関に関する準備事項、主機、補機、集魚灯エンジン、動力伝達装置等の整備点検作業を、(三) 株式会社テイオン（以下「テイオン」という。）に対し、冷凍装置の整備点検作業を、それぞれ発注し、右各社はこれを請け負った。

2 (一) 栄久丸の冷凍装置は、アンモニアを冷媒とするもので、冷凍装置内にはアンモニアが液化アンモニアとアンモニアガスの変化を繰り返しながら循環しているが、圧縮機のピストンに使用される潤滑油がアンモニアガスと混じり、冷凍装置の回路内を回ることがあるため、冷凍装置のオイルセパレーター、レシーバー、コンデンサー、リキットラップ及びアキュムレーターにそれぞれ潤滑油を排出するためのドレン抜き弁が付設されていた。

(二) テイオンが上告人から請け負った作業内容は、冷凍装置の圧縮機三台のオイルホールやオイルセパレーター、レシーバー及びアキュムレーターからの油抜き（潤滑油を排出すること）などであり、コンデンサーからの油抜きは含まれていなかった。

(三) アンモニアは、人体に接触すると炎症を起こし、吸入した場合には呼吸困難

又は中毒等の危害を及ぼす化学物質であり、そのため、テイオンがアンモニアガスを取り扱う圧縮機のオーバーホール等の作業をするときは整備センターの作業は中断し、作業員を船外に出すこととされていた。

3 (一) テイオンは、コンデンサーの冷却用海水チューブの清掃等を行うための準備として、従業員伊藤敬治（以下「伊藤」という。）に、コンデンサーの側板を外し、冷却用海水チューブから水抜きを行い、防蝕亜鉛板の数、形状を調査する作業を命じたが、伊藤が命じられた右作業自体は、アンモニアガスを直接扱うものではなく、アンモニアガスが漏出する危険性はなかった。

伊藤は、同年一〇月三十一日午後四時三〇分ころ、右作業を行うため、同僚の倉松雅夫とともに、酒田市にある山形造船所の船きよに上架されていた栄久丸に乗り込んだ。

(二) 当時、栄久丸の後部船底部にある機関室では、整備センター関係の作業員一〇名が作業をしており、栄久丸の機関長である丸山秀輝（以下「丸山」という。）も右作業に立ち会っていた。伊藤は、丸山にコンデンサーの清掃の準備と防蝕亜鉛板の調査に来たことを告げ、丸山としばらく世間話をしたが、その際丸山から圧縮機の潤滑油の消費量が激しく冷凍装置内に油がたまっている旨の話があったものの、右状態について丸山から点検や油抜きへの指示は受けなかった。

(三) 伊藤は、同日午後四時五〇分ころ、機関室内にあるコンデンサーの側板の取り外し作業を始めようとしたが、ボルトを緩める工具が合わないため、倉松に工具を取りに行かせた。その間に伊藤は、丸山から冷凍装置内に油がたまっていると云われたことを思い出し、それが事実かどうか、どの程度のものかを調べるため、コンデンサーの下部についているドレン抜き弁を右手で左回しにして開けたところ、黒

っぽい油状の液体が流出してきた。そこで伊藤は、コンデンサー自体にもかなりの潤滑油がたまっているものと判断し、この機会にコンデンサーから油抜きをしようと考え、一度ドレン抜き弁を閉め、油受け用の空缶を置いて再びドレン抜き弁を開けて油抜き作業を始めたが、右作業を行うことについては事前に丸山や機関室にいる他の作業員に知らせなかった。

④ コンデンサー内にアンモニアガスを貯留させたまま油抜きをする場合には、アンモニアの水によく溶ける性質を利用して、ドレン抜きパイプに耐圧ゴムホースを取り付け、その先端を相当量の水の中に入れ、アンモニアガスの空気中への漏えいを防ぎつつアンモニアガスの圧力を利用してドレン抜き弁にたまっている油を排出させるという方法が採られるが、この方法によるときは、油が排出された後にアンモニアガスが流出してきたところで直ちにドレン抜き弁を閉める必要がある。

伊藤は、アンモニアガスが有毒であり、コンデンサーから油抜きをするときには事前に右のようなアンモニアガスの漏出を防止する措置を採ってから行うということとは知っていたが、これまでの経験から、油が排出された後アンモニアガスが流出し始めた瞬間にドレン抜き弁を閉めれば危険はないものと安易に考え、コンデンサー内のアンモニアガスの圧力等を全く考慮することなく、右漏出防止措置を講じないままドレン抜き弁を開けたのであった。

(5) 伊藤がドレン抜き弁を開けると油状の液体が線状になって約四〇ミリリットル流出して止まったが、伊藤が更にドレン抜き弁の開閉を数回繰り返したところ、突然アンモニアガスが噴出し始め、短時間のうちにアンモニアガスが機関室内に充満した。そのため、機関室内で作業をしていた整備センター関係の作業員のうち森田均はアンモニアガス吸入による中毒により、渡部庫一と渡邊誠はアンモニアガス吸

入による呼吸不全により、いずれもその場で死亡し、船山隆士はアンモニアガス吸入による腐敗性肺炎にり患し、同年一月一〇日入院先の酒田市立病院で死亡した（以下「本件事故」という。）。

4 上告人が栄久丸の整備点検作業を山形造船所、整備センター及びテイオンの三社に分割発注したことにより、右三社の従業員が栄久丸という同一場所で並行して作業を行うことになったのであるが、上告人は、労働安全衛生法三〇条二項前段による同条一項の措置を講ずべき者の指名（以下「本件指名」という。）をしなかった。

二 原審は、右事実関係の下において、(一) 本件事故は、伊藤がコンデンサーの冷却用海水チューブの清掃作業の準備作業を行った際、テイオンが請け負っていないコンデンサーからの油抜きを思い付き、アンモニアガスの漏出を防止する措置を

採らず、他の作業員に事前にアンモニアガス漏出の危険性のある作業を行うことも知らせないまま油抜き作業を行った過失によって発生したが、伊藤の行ったコンデ
ンサーからの油抜き作業はテイオンが請け負った仕事に関連性がある、(二) 上告人
は、栄久丸の整備点検を分割発注した者として、複数業者の作業員の作業によって
生ずる労働災害の発生を防止するため、労働安全衛生法三〇条二項前段に基づき本
件指名をすべき義務があるのにこれをしなかった、(三) 上告人によって本件指名が
され、指名された請負人により同条一項所定の請負作業間の連絡調整や作業場所の
巡視が行われていれば、伊藤の行うべき作業の確認も明確にされ、思い付きによる
作業がなされる事態を防ぎ得た、(四) したがって、本件指名を怠り、各請負業者に
作業方法を一任した上告人には分割発注における発注者としての労働災害防止措置
を怠った過失があり、右過失と本件事故との間には相当因果関係があるとして、被

上告人らの上告人に対する民法七〇九条に基づく損害賠償請求を認容すべきものとした。

三 しかしながら、原審の右判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

すなわち、前示の事実関係によれば、本件事故当時、栄久丸の機関室において、整備センターの作業とテイオンの作業が並行して行われたのであるが、もともとテイオンがアンモニアガスを取り扱う作業をするときは整備センターの作業を中断し、その作業員を船外に出すこととされていたのであり、本件事故当日伊藤らが行うことを予定していた作業内容にはアンモニアガス漏出の危険性のあるものはなく、本件事故の原因となったコンデンサーからの油抜きは、伊藤らの右作業内容には含まれていなかったものである。してみれば、仮に労働安全衛生法三〇条二項前段に基づ

き本件指名がされたとしても、その指名された者において、伊藤がその場の思い付きで予定外の危険な作業を行うことまで予測することはできないし、あらかじめ請負作業間の連絡調整をすることにより、整備センターの作業とテイオンの作業が並行して行われることを避けることができたともいえない。そして、このことは、たとえコンデンサーからの油抜きがテイオンの請け負った作業と関連性があるとしても同様である。また、指名された者によって同条一項三号所定の作業場所の巡視がされたとしても、右巡視は毎作業日に少なくとも一回行うことが義務付けられているものにすぎない（労働安全規則六三七条一項）から、これにより、その場の思い付きでされた伊藤の行為を現認することはほとんど期待できないものというべきである。したがって、上告人が本件指名をしなかったことと本件事故との間に相当因果関係があるとはいえない。

これと異なる判断の下に原判決中被上告人らの請求を認容すべきものとした部分には、法令の解釈適用を誤った違法があり、この違法は判決に影響を及ぼすことが明らかである。右と同旨の論旨は理由があり、その余の点について判断するまでもなく原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れない。そして、本件については、被上告人らの民法七一五条、七一六条ただし書に基づく予備的請求につき更に審理を尽くさせる必要があるから、本件を原審に差し戻すのが相当である。

よって、民訴法四〇七条一項に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官

橋元四郎平

裁判官

大堀誠一

裁判官

味

村

治

裁判官

小

野

幹

雄

裁判官

三

好

達

上告代理人戸田満弘、同土田耕司の上告理由

第一 労働安全衛生法三〇条の解釈適用の誤り

一 原判決は「労働安全衛生法（以下、単に労安法といふこともある。）の規定は、請負人らの間の事実上の安全対策では充分ではなく（もとより長年工事に携わってきた者の慣れから生ずる不注意等も考慮して）、それだけでは事故を防止しきれないとして、発注者に特定の請負人を指名させ、当該請負人に法的義務として、同法三〇条一項所定の安全対策を採る義務を課しているものであり、何人にそれをさせるのが適当かを発注者の判断に任せると共に、またそれに伴う費用の負担等も当然に発注者として考慮しなければならぬことになるわけであって、いずれにしても発注者の右指名がないと同法三〇条一項所定の措置は採り得ないこととなる（二〇丁表一一行目から裏七行目まで）。」と判示し、分割発注の場合には同法二項の注文者の指名が行われないと同法一項の措置を取るべき請負人が存在しない、即ち、第一項の措置を取るべき請負人の空白が生ずるとしている。しかし、この第一項の措置を取るべき請負人がいなくなり、空白が生ずるとする考えは、同

法の解釈適用を誤つたものであり、この誤りは判決に影響を及ぼすこと明らかである。

二 労安法三〇条一項は「特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。」と規定している。本件に則していえば、注文者である上告人以外の特定元方事業者であるいづれも一審被告の山形造船所、酒田船用機器整備センター、株式会社テイオンの三社が請負人として同法一項に規定する措置を講じなければならぬと規定しているものである。即ち、同法の規定は工事を請け負った請負人がその労働者、及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、必要な措置を取ることとを規定しているものであつて、注文者においてこれらの措置を取るべきことを命じているわけではない。労働災害防止の一義的責任はあくまでも請負人自身にあるのであつて、注文者にはない。

三 それでは、分割発注の場合、注文者もしくは労働基準監督署長の指名がなされる以前の状態はどのように考えたらいいのか。それが本件

の問題である。原判決は前記のとおり、その場合には第三〇条一項に規定する労働災害防止措置を講ずべき請負人は全く存在しないと判示している。労働災害防止は請負人にとって、基本的な責務である。この責務を分割発注の場合、指名がなされないからといって、負担させないのは法の趣旨に反する。同法三〇条四項は「第二項または前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第一項の規定は適用しない。」と規定している。問題はこの条文の解釈である。原判決のいうように、指名以前においては請負人にいかなる義務もないとするのであれば、指名がなされたときには当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については第一項の規定は適用されず、労働災害防止措置を取る義務を免れるとするのは意味が通らない。

即ち、原判決の立場に立てば、分割発注の場合には最初から請負人に労働災害防止措置を取る義務がないのであるから、指名が義務発生

の要件とはなつても、義務消滅の要件となることはあり得ないということになる。更に一步進めれば原判決の解釈では分割発注の場合には指名をされなかつた請負人は工事期間中、最初から最後まで三〇条一項の労働災害防止措置を取るべき義務を負うことは、全くなく、僅かに指名をされた請負人だけが指名以後、第一項の措置を取るべき義務を負担するということになる。これは三〇条四項の指名をされた請負人、及び指名をされなかつた請負人双方について第一項の措置を取るべき義務を免除する、との規定とは明らかに相反する解釈である。指名がなされる以前には分割発注の受注を受けた各請負人が三〇条一項の規定する労働災害防止措置を取るべき責任を負うところ、この各自の負う責任は第二項または第三項による指名がなされた時点において解除される、即ち分割発注の場合の請負人は指名を解除条件として三〇条一項の措置を取るべき義務を負担していると解釈するのが相当である。そのように解してこそ、初めて三〇条全体を合理的に解釈できるものである。

四、しかるに原判決は同法の解釈適用を誤り、同法二項及び三項による指名がなされる以前においては各請負人において労働災害防止のため

の措置を取るべき義務はない、と判示し、この誤った解釈適用を前提にして、同法二項の指名義務を著しく過大に評価し、上告人の不法行為責任を論じているものであって、労働安全衛生法三〇条に関する原判決の解釈適用の誤りは判決の結論に重大な影響を及ぼすことは明らかである。即ち、指名がなされる以前においては、請負人である山形造船、酒田船用機器整備センター、株式会社テイオンは、各自、特定元方事業者としてその労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、同法一項の規定する措置を講じなければならなかつたのである。さすれば、本件事事故当時、これらの措置を取るべき請負人が存在せず、空白であつたことを前提として上告人の責任を認められた原判決は破毀されなければならない。

五 尚、労働安全衛生法を右のように解釈して、初めて同条二項の注文

者の指名義務の特質を理解できるのである。即ち、この注文者の指名は一応、法に命ぜられた義務ではあるが、労働災害防止という見地からは、極めて補充的な、且つ、何等の責任も伴わない義務であつて、いわば行政上の勧告とも言うべきものである。三〇条二項は「注文者

は、労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行う事業者である者のうちから、前項に規定する措置を講ずべきものとして一人を指名しなければならない。」と規定しているが、労働省令六四三条によれば、注文者は、当該仕事の主要な部分を請け負った者、主要な部分を請け負った者が二以上ある時は、最も先次の請負契約の当事者である者、又は、これらの請負人が互選した者を、あらかじめ、その者の同意を得て、指名しなければならないと規定している。即ち、この指名は、注文者が勝手にできるわけではなく、労働災害防止の観点から各々、第一項記載の労働災害防止義務を負っている請負人のうちで、統括の任を委ねるのが適当な請負人に対し、尚且つ、当該請負人が同意した場合にのみ、初めて為し得るとされているのである。注文者が指名しようとしても請負人が同意しない場合、注文者の指名が行われないこともあり得るわけである。このような場合についても注文者に指名義務違反の責任を問うことはできない。そこで、三〇条三項は「前項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。」と規定し、請負人の同意が得られないとき、その他の事情により、注文者の指名ができない事態に備え、労働基準

監督署長が指名を行うこととしたのである。即ち、もつとはっきり言
えば、注文者は三〇条二項に基づき、第一項の措置を採るべき請負人
を労働省令に従って、指名する努力をせよ、もし、この努力が、請負
人の反対その他の事情により、指名にまで結びつかない場合は、労働
基準監督署長が代わって指名を行う、という構造になっているのであ
る。勿論、この指名が為されないからといって、前記のとおり、三〇
条一項の労働災害防止措置を採るべき請負人が不存在となる空白期間
が生ずるわけではない。この指名制度は、あくまでも、複数の労働災
害防止措置を採る請負人がいて、不都合が、生ずることもあるかも知
れないので、いわば一種の交通整理として、そのうちの一人の請負人
をいわば代表者に指名することとしたものに過ぎない。従って、注文
者が、同法二項に規定する指名義務を履行しなかったからといって、
何等の刑事罰に処せられることもないのである（労安法一二〇条一項）。
原判決も判示するごとく（二一丁裏）、この指名制度は実際には殆ど
行われておらず、又、労働基準監督署長が、三〇条三項に基づき、第
二項に基づき指名がなされないと、自ら第一項の措置を採るべき請
負人を指名した実例も全くなく、要するに、この指名制度は形骸化し

ており、法文の中に生きてるに過ぎない実状も十分に理解できるのである。

（上告人の立場は、労安法に關して言えば、居住用居宅の建築を分割発注した際の注文者のそれと同じである。このような注文者が、右指名義務を怠ったからと言って、請負人の従業員の仕事ミスについて、賠償責任を負うとするのは、余りに行き過ぎといふべきである。）

第二 本件は民法第七一六条が適用されるべき事案である。

一 民法七一六条は請負工事の際、請負人が第三者に加えた損害についてこれを原則的に請負人の責任とすると共に注文者については特に注文、又は、指図につき過失があった場合のみ責任を負うと規定している。本件はまさに請負工事の際、請負人である株式会社テイオンの従業員である一審被告伊藤敬治の常道を逸した行為により発生したものである。従って、注文者である上告人には原則的に責任はないが、注文又は指図に過失がある場合にのみ、上告人に責任があるといふべきである。しかるに原判決は「労安法三〇条二項の規定は、分割発注という特別の場合について、安全配慮の立場から、特定元方事業者と同

棟の義務を負担する者の指名という特別の義務を注文者に課している
のであって、上告人が右指名をしなかつたことと、本件事故との間に
因果関係があると認められる以上、その指図について過失があるとい
う構成を採るまでもなく、上告人について民法七〇九条の不法行為の
成立を認めることができるというべきである。」「(二二丁表及び裏)
と述べ、民法七一六条の適用を排除している。しかしながら、原判決
の右判断は、前記のとおり、労安法三〇条二項若しくは三項の指名が
なされる以前の状態を労働災害防止措置を取る特定元方事業者不存
在の空白期間ととらえる立場に立脚して、なされたものであって、この
空白期間の考えが誤っている以上、民法七一六条の適用を排除した原
判決の判断も、また、同様に誤っているものと言わざるを得ない。

二 労働災害防止の見地から労働災害防止の措置を取るべき特定元方事
業者が不存在になるといふ空白期間をいささかでも生ぜしめるのは法
の趣旨ではなく、分割発注の場合でも注文者又は労働基準監督署長の
指名がなされる以前においては各請負人である特定元方事業者が三〇
条一項の労安法防止措置を取るべきことは、前記のとおりであって、
このような労安法の正しい解釈のうえで、改めて注文者である上告人

三 三 右の点に關して言うど、原判決の認定しているとおりに、本件各工事を担当した請負人、即ち酒田舶用機器整備センター、株式会社テイオン、山形造船の三社はそれぞれ担当工事の専門家で現地では一流の技術を有していたものであり、上告人はこれら三社に約一〇年に亘って、

上告人所有のいずれもアンモニアを冷媒とする冷凍設備を有する二隻の漁船の点検整備、修繕を依頼してきたものであり（山形造船については、上架工事は、昭和五三年以降）、その間一度として何等の事故もなかったものであること、株式会社テイオンの社長、現場監督等は、栄久丸の機関室で作業ががちあう酒田舶用機器整備センターの社長及び工場長とも顔見知りであり、時にはお互いに必要な資機材等を融通し合い、テイオンがアンモニアガス噴出の恐れのある作業をする際には業者間で協議を重ね、センターの作業員がいない夜間などに、アンモニアガスのパージを行うなどの措置を取り、事故防止に努めてきたものであること、本件コンデンサーのドレンバルブは本件冷凍機点検整備、修繕工事施行に当たって、全く触れる必要がなかったばかりでなく、元々その構造上、ドレンがたまらないようになっていたこと、

従つて、コンデンサーからのドレン抜きは上告人が依頼した工事には全く含まれていなかったこと、本件事故当時、株式会社テイオンが行おうとしていた作業は、アンモニアガス噴出の恐れのない作業であるコンデンサーのカバーをはずし、防蝕亜鉛板の枚数を調べることであったこと、それにもかかわらず、伊藤敬治が全く突然、不用意に本件コンデンサーのドレンバルブを開放したため、アンモニアガスが噴出し、本件事故が発生したこと、従つて、本件事故は何人にも予測不可能な、それ故、防止し得ない突発的事故であつたこと、等々を考慮すると、上告人において注文又は指図につきいかなる意味でも過失があつたということはない。それにもかかわらず、原判決は民法七一六条の適用を不当に排除し、民法七〇九条を誤つて、適用したうえ、上告人の責任を認定したものであつて、この誤りは、判決に影響を及ぼすこと明らかであり、原判決は破毀を免れない。

第三 経験則適用の誤りその一

労働安全衛生法第三〇条二項の規定する指名義務不履行と本件事故発生との間に因果関係はない。

一 原判決は一審判決と同じく「本件事故は伊藤敬治がテイオンの請け

負ったコンデンサーの冷却用海水チューブの清掃作業の準備作業を行つた際、テイオンが請け負っていない（上告人から発注されていない）作業であつたコンデンサーからの油抜きを思い付き、独自の判断で勝手に行ったものであるが、前記のとおりテイオンの請け負った仕事に関連性があり、上告人において労働安全衛生法三〇条二項前段に基づき指名した請負人により請負作業間の連絡調整、作業場所の巡視が行われていれば、伊藤の行うべき作業の確認も明確にされ、思い付きによる作業がなされる事態を避け得たものといえるところ、上告人は榮久丸の定期検査等の作業につき労安法三〇条二項の前段の措置を取らず、専ら請負業者に作業方法を一任し、自らは何等の手当をも施さなかつたものであるから、分割発注における発注者としての労働災害防止措置を怠つた過失があるといふべきである。」（一審判決八〇丁表、裏）と、判示し、指名義務不履行と本件事故発生との間に因果関係を認めている。

二 しかし、その一方、原判決は左記各事実を認定している。

（一）一審被告テイオンが請け負つた工事は、圧縮機三台のオーパーホール、オイル・セパレーターのバンドの固定、冷凍庫の電磁弁コイ

ルの交換、レシーバー、オイルセパレーター及びアキウムレーター内の油抜き、漁艙及び凍結庫のパイプライン内の油抜き、コンデンサー三台の冷却用海水チューブの清掃及び防蝕亜鉛板の交換、冷凍機の冷却ホースの交換（一審判決五八丁表）であつて、油抜き作業が、予定されていたのはレシーバー、オイルセレーター及びアキウムレーター、漁艙及び冷凍庫のパイプラインだけであつて、コンデンサーの油抜きは工事の対象には含まれてはいなかつたこと。

(二) 本件冷凍装置の回路内の潤滑油の大部分はオイルセパレーターで分離される仕組みになつていて、本来コンデンサー自体からの油抜きはその必要がなかつたこと（原判決一八丁表）。

(三) 伊藤敬治は昭和五三年にテイオンが栄久丸に圧縮機を納入した当時、テイオンの従業員ではなかつたが、それとは別に病を得て休んでいた丸山機関長に代わり、同船の機関長代理として保船の役に当たつたこともあり、同船の内部の構造、機械設備等についてよく承知していたこと（原判決一七丁裏）。従つて、原判決は伊藤敬治が栄久丸の本件コンデンサー自体からの油抜きは本来その必要性がなかつたことも承知していたと、判断しているものと思われる。

(四) テイオンは昭和五四年一〇月二十九日、伊藤敬治に対し、自社で行う予定のコンデンサーの冷却用海水チューブの清掃等の準備として、防蝕亜鉛板の敷、形状の調査をする業務を命じ、伊藤敬治は同月三十一日、テイオンの従業員、倉松雅夫を伴って栄久丸に赴いたこと(一審判決六一丁表)。

(五) 伊藤敬治が当日予定していたコンデンサーの冷却用海水チューブの清掃作業は海水を排出し、チューブ内の水垢等を清掃棒で取るというものであつて、清掃及び防蝕亜鉛板の交換作業並びにその準備作業はいずれもアンモニアガスを直接扱うものではなく、鋳物製のチューブを破損しない限り、アンモニアガスが漏出する危険の考えられない作業であると認められること(一審判決七三丁裏)。

(六) 伊藤敬治は本件事故前、栄久丸の整備点検作業に立ち会っていた丸山と会い、同船の食堂でコンデンサーの清掃の準備と防蝕亜鉛板の調査に来たことを告げ、しばらくの間の世間話をしたが、その際、丸山から冷凍機の調子についてその原因はわからないが、圧縮機の潤滑油の消費量は激しく、回路内に相当量の油が貯留している旨の

話があつたが、その状態について丸山から点検や油抜き指示は受けなかつたこと（一審判決六一丁裏）。

（七）伊藤敬治は他の漁船に機関長として乗船していたとき、即ち、機関室内には伊藤もしくは伊藤の部下である機関部員のほか、誰もいない時に、コンデンサー以外のドレン抜き弁を解放して油抜きをした経験はあるが、漁船の定期点検期間中、他の作業員が機関室内にいる時に何等の安全対策を講ぜず、ドレン抜き弁を開放したことはなく、又、コンデンサーのドレン弁を本件事故まで開放したことは一度もないこと。このことは、原判決がこれまで他船に機関長として乗船していたとき、他のドレン抜き弁ではあつたが、しばしば油抜きをしていたのと同様の方法で（原判決一八丁表）と判示していることから考え、原判決が右のような事実を認定していることは容易に推認できるところである。

（八）伊藤は思い付きにより、本件コンデンサーのドレン抜き弁を開けて油抜き作業を始める際、油抜き作業を行うことは事前に丸山及びその他機関室内で作業をしていた者に知らせることはしなかつたこと（一審判決六三丁表）。

(九) 伊藤敬治が本来行うべきであったコンデンサーの冷却用海水チユ
ーブの清掃等の準備作業はアンモニアガスが噴出する危険のないも
のであり、且つ、コンデンサーからの油抜き作業は元々、テイオンが
請け負っていない作業であつて、伊藤敬治の思い付きから行われた
ものであつて、それに伴う本件事故は専ら伊藤敬治の行為に起因す
る突発的な事故であるといふべきであること(一審判決七四丁裏)。

(一〇) 丸山機関長はテイオンが冷凍装置の整備点検作業を行うにつき、
アンモニアガスを取り扱うコンプレッサ(圧縮機)のオーバーホ
ール等の作業をする時にはセンタ一の作業を中断し、作業員を船外
に出すことをセンタ一の青山工場長との間で手配していたこと(一
審判決七七丁表、裏)。

三 原判決は右のとおり、各事実を認定している。これを要約すれば本
件事故は本船の機関室内の状況、従つて本件コンデンサーは全く油抜
きの必要がないこと、を十分に知っていた伊藤敬治が、当日、命ぜら
れたアンモニアガス噴出の恐れのない作業を行うに際し、業務命令に
反し、丸山機関長その他周囲の者に何等告げる事なく、これまで一度
として開放したことのない本件コンデンサーのドレン弁を不要にも突

如として開放したために、発生したものであるといふことができる。そして
原判決はこの突発的な事故の発生について機関室内で機関関係の点検
整備を行っていたセンターの責任者青山工場長には全く予見不可能で
あったと認定してゐる。更にまた、原判決はアンモニアガス噴出の恐れ
のある危険な作業をする際には、当該危険な作業に従事する作業員以
外の作業員は機関室外に退出し、且つ、冷凍機の配管部等からアンモ
ニアガスを安全に排出したうえ、作業を行うよう、事前に、テイオン
とセンターとの間で連絡調整が行われていたことも認めてゐる。その
うえで、請負人がそれぞれ担当の工事について専門家で一流の技術を
有していたとしても、工事着手前に上告人が請負人らに対し、安全配
慮について注意をしたとしても、また、各工事について請負人間に連
絡調整が行われていたとしても、上告人は労働安全衛生法三〇条二項
の指名義務を免れるわけではなく、この指名義務の不履行が本件事故
を招いたものであると結論づけてゐる（原判決二二丁裏、二二丁表）。

四 原判決は、前記のとおり、労働安全衛生法三〇条の解釈適用を誤り、
分割発注の際、注文者又は労働基準監督署長の指名がなされるまで、
同法第一項の労働災害防止措置を取る請負人が不在となる空白期間が

生ずることを前提に上告人の責任を認められたものであるところ、この解釈そのものが誤りであり、又、注文者の指名が、前記のとおり、自由に為しうるものでないことを考え合せると、原判決の指名義務違反と本件事故発生との間の因果関係を認められた事実認定そのものも誤りであることは明らかである。しかし、この点をさておいたとしても、右に見たとおり、原判決認定の各事実を経験則に従い、評価すると、指名義務違反と本件事故発生との間に何等因果関係は認められない。何故なら原判決も認定するとおり、本件にあつては、アンモニアガス噴出の恐れのある危険な作業をする際の安全対策を取ることが事前に打ち合わされておき、その意味で、労働安全衛生法三〇条一項の措置が取られていたということができるわけであるばかりでなく、本件事故は原判決も認定するとおり、全く何人も予期できない突発的事故といふべきであつて、労働安全衛生法三〇条一項にいう措置が取られていたとしても防ぎ得なかつた事故といふべきであり、右のような各事実を認定しながら、労働安全衛生法三〇条二項の指名義務違反が、即、本件事故の発生につながつたとする原判決の認定は経験則の解釈適用を誤つたものであり、この誤りは原判決に影響を及ぼすこと明らかである。

第四 経験則適用の誤りその二、予見可能性

一 原判決は、本件事故は酒田船用機器整備センターにあっては予測可能な突発的事故であったと認定しながら、注文者である上告人に關しては予見可能性があったと判示している。その理由として、「アンモニアガスの放出は本件のような冷凍機の整備点検にあっては、最も警戒すべき危険な行為であり、又、コンデンサーのドレン抜き弁以外の同種弁からの油抜きは、正規の作業の中にあり、冷凍機内の潤滑油の大量の滞留が問題とされ、その原因の究明と対策もテイオンのする整備点検と関連していたと考えられる本件にあっては、その全部の作業工程、特にドレン抜き弁からの油抜きの段取りや安全対策がきちんと前もって決められていなかったもので、本件事故が予見不能であったということとはできない（原判決一九丁裏）。」と判示している（尚、コンデンサーのドレン抜き弁以外の同種弁など存在しない、原判決一八丁表、一審判決六六丁裏）。誠にもって、飛躍した論理である。総合的な安全対策等が立てられていれば、予見可能性はなく、立てられていなければ、予見可能性あり、というのである。

二 ところで、原判決は一審判決の事実認定をそのまま踏襲している。

一審判決は本件事故は専ら伊藤敬治の行為に起因する突発的な事故であり、一審被告センターの責任者であった青山工場長には全く予測不可能であつたと認定している（一審判決七四丁裏）。しかも、その青山工場長は丸山機関長とアンモニアガス噴出の恐れのある作業をする際には前もって、安全対策をきちんと打ち合わせていたのである。更に、栄久丸の点検整備は本件事故の年が初めてではなく、過去一〇年近くに亘って同一の請負人の手によって行われている。原判決がいう総合的な安全対策等というのは何を指すのか。全体の工事計画の中でも、又、当日特に行う工事計画の中でも全く予定していない危険な作業を危険であることを十分に承知しながら、敢えて行う請負人の作業員の行為についてまで注文者が責任を負わなければならないとしたら、これは極めて過酷なことと言わなければならない。又、そもそも総合的な安全対策等を立てる第一義的責任は請負人にある。注文者にはない。しかも、請負人は労働安全衛生法三〇条一項により、関係請負人の労働者に対しても労働災害を防止する義務を負っている。この義務は分割発注の場合、指名がなされるまで、棚上げとなり、労働災害

防止措置を取る請負人が不在となる空白期間が生ずるわけではない。又、注文者が、労安法三〇条二項に基づく指名をしようにも請負人の同意を得られず、指名できないことも考えられる。さすれば、本来請負人が行うべき総合的な安全対策等が立てられているかどうかによつて、注文者である上告人の予見可能性の可否が論ぜられるというのは誠にもつて、理不尽というほかはない。原判決は、この点、事実認定に関する経験則の解釈適用を誤り、本件事故に関する上告人の予見可能性を認められたものであつて、この誤りは、判決に重大な影響を及ぼすこと明らかである。

第五 船主責任制限法三条一項（昭和五七年法律第五四号による改正前
のもの）の解釈適用の誤り

原判決は、前記のとおり労働安全衛生法三〇条二項の指名義務違反、即ち民法七〇九条の不法行為責任を負担するとの立場から船主責任制限法三条一項の船舶所有者自身の過失を認定しているが（二二丁裏）、前記のとおり、原判決の労働安全衛生法三〇条に対する解釈適用は間違つており、この誤つた解釈のうえでなされた船主責任制限法三条一項の解釈も、これまた、誤つていふと言わざるを得ない。この点につ

き、原判決には審理不尽の違法がある。

第六 厚生年金、労災保険の給付金の控除について

原判決は、被上告人らが本件事故に起因して受領した厚生年金、労災保険などからの給付金について、その充当は、債権者である被上告人らの指定するところによると解するのが相当であると判示している（二三丁裏）。労働者災害補償保険法六七条第一項二号は「事業主はその損害の発生時から当該支給が行われた時までの法定利率により、計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該年金給付又は前払一時金給付の額となるべき額の限度でその損害賠償の責を免れる。」と規定している。その趣旨は損害発生時から遺族年金等が現実に支給された時までの間、実際には法定利率による遅延損害金が遺族に支給されないにもかかわらず、その間の遅延損害金相当額が支給されたものとみなし、支給されたとみなされる遅延損害金の分も含め、事業主の損害賠償の責任を免じたものである。又、最高裁判所昭和五二年一〇月二五日判決（最高裁昭和五〇年（オ）六二一号事件、判例時報八七〇号六三頁）は、労働者災害補償保険法、厚生年金保険法に基づく給付金を単純に元本からそのまま控除している。これらのこと

からすれば、被上告人らが受領した労働者災害補償保険法、厚生年金保険法に基づく遺族年金等の各種給付金は、本件損害賠償請求債権の元本から控除するのが相当というべきである。原判決はこの点、弁済充当に関する法令の解釈適用を誤ったものであり、この誤りは、判決に著しい影響を及ぼすこと明らかである。

以
上

右は正本である。

平成五年春月 謄写日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官

中西良海

